

岐阜市一般廃棄物収集業務嘱託員採用試験要綱

◆申込受付期間 随時

※採用人数に到達次第締め切ります。

◆採用予定日 別途、お問い合わせください。

◆試験についての問い合わせ先

岐阜市環境部環境事業課 廃棄物係（南庁舎 2 階）

〒500-8720 岐阜市神田町 1 丁目 11 番地 TEL058-265-3983 (直通)

1 採用予定人数 若干人

2 受験資格 以下の条件を満たす方

中型以上の運転免許をお持ちの方

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 岐阜市において懲戒免職を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 受験手続 必ず事前に環境事業課に募集状況を確認の上、下記の要領で申し込みください。

※受験申込書及び試験要綱は、岐阜市ホームページ〈<http://www.city.gifu.lg.jp/>〉の組織別索引〉環境部〉環境事業課からプリントアウトすることができます。

(1) 申込方法

受験申込書（環境事業課窓口またはホームページにて入手できます）に必要事項（住所・氏名・学歴・職歴等）を記入し、顔写真（6 か月以内に撮影した、上半身・無帽・正面向で縦 4 cm × 横 3 cm のもの）を貼り、環境事業課へ提出または郵送。その際、書留または簡易書留で郵送してください。

(2) 受付期間

平日 午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで

4 試験日時、会場、審査方法及び合格者発表

(1) 試験日時

申込受付後に受験者へ連絡します。

(2) 試験会場

申込受付後に受験者へ連絡します。

(3) 審査方法

書類審査（受験申込書の履歴事項などについて審査します。）

面接試験（個別面談による試験を行います。）

(4) 合格者発表

受験者全員に結果を郵送で通知します。

5 合格から採用について

この試験の最終合格者は、岐阜市一般廃棄物嘱託員採用候補者名簿に登載され、そのうちから成績順に採用者が決定されます。

したがって、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。なお、名簿の有効期限は令和2年3月31日までです。

なお、嘱託員として採用される前に1ヶ月程度試用期間として臨時雇用員での勤務となる場合があります。

※合格者には健康診断を受けていただき、必要な書類の提出をお願いします。

6 雇用条件

(1) 勤務日

概ね週4日前後（土・日・祝日も出勤の場合があります）

(2) 勤務時間

午前8時15分から午後4時15分（休憩時間60分）

※原則は上記の勤務時間になりますが、職務内容により勤務時間が変更になる場合があります。（年間勤務時間数は同じです。）

(3) 勤務地

岐阜市内の環境事務所

(4) 勤務内容

ごみの収集運搬及び環境事務所において必要な業務全般

(5) 休暇制度

年次休暇あり

(6) 報酬月額

165,400円（令和元年度月額のため、年度単位で月額の見直しを行う場合があります。）

その他所定の基準に従い通勤費が加算されます。

(7) 雇用期間

年度単位（評価により再任あり）

(8) 福利厚生

健康保険法、厚生年金法及び雇用保険法の被保険者となります。

岐阜市職員互助会に加入します。